「平成＿＿年分の所得税の＿＿申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）」の書き方

平成 22 年分の所得税の確定申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

住所（又は事業所・事務所・居所など）	○○市△△町X－XX－X	フリガナ 氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎

この付表は、租税特別措置法第41条の15（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	400,000円

← 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A 19年（3年前）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②	100,000円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（①と②のいずれか低い方の金額）	③	（赤字のときは0）100,000
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（①－③）	④	300,000
B 20年（2年前）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤	200,000
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（④と⑤のいずれか低い方の金額）	⑥	（赤字のときは0）200,000
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑤－⑥）	⑦	0
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（④－⑥）	⑧	100,000
C 21年（前年）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑨	300,000
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑧と⑨のいずれか低い方の金額）	⑩	（赤字のときは0）100,000
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑨－⑩）	⑪	200,000
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（⑧－⑩）	⑫	0

← 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の⑦の金額を転記してください。

← 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の⑪の金額を転記してください。

← 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の①が赤字の場合に、前年の㉒の金額を転記してください。

3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A ＿年（3年前）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑬	円
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑭	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（⑫と（⑬－⑭）のいずれか低い方の金額）	⑮	（赤字のときは0）※
B ＿年（2年前）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑯	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑰	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（（⑫－⑮）と（⑯－⑰）のいずれか低い方の金額）	⑱	（赤字のときは0）※
C ＿年（前年）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑲	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑳	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（（⑫－⑮－⑱）と（⑲－⑳）のいずれか低い方の金額）	㉑	（赤字のときは0）※

← 前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※ 雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。
詳しくは、税務署におたずねください。

← 前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

← 前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額（⑫－⑮－⑱－㉑）		㉒	（赤字のときは△を付けないで書いてください。）0円
申告書への転記事項	(1) ①が黒字の場合（0の場合も含みます。）	先物取引に係る雑所得等の金額（上の①の金額）	㉓ 400,000
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額（①－㉒）	㉔ 400,000
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪）	㉕ 200,000
	(2) ①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪＋㉒）	㉖

← 申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊷（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㊸）に転記してください。

← 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊽（申告書第四表（損失申告用）は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊼）に転記してください。

← 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊽（申告書第四表（損失申告用）は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㊾）に転記してください。

← 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊽（申告書第四表（損失申告用）は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㊾）に転記してください。
また、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊷及び「その他」欄の㊽（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㊸及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊼）に「0」を書いてください。

22.7

左の「平成＿＿年分の所得税の＿＿申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）」の記載例は、次の設例によっています。

【設　例】

・平成 22 年分の所得　　総合課税の所得金額の合計額 …… 3,804,000 円
　　先物取引に係る雑所得等の金額（雑所得） …… 400,000 円
・平成 21 年分から繰り越された先物取引に係る損失の金額 …… 600,000 円
　（内訳　平成 19 年分の先物取引に係る損失の金額 …… 100,000 円
　　平成 20 年分の先物取引に係る損失の金額 …… 200,000 円
　　平成 21 年分の先物取引に係る損失の金額 …… 300,000 円）
・所得から差し引かれる金額…… 1,804,000 円

○ 申告書第三表（分離課税用）「所得金額」欄の記載例

	先物取引	㊷	400000

○ 申告書第三表（分離課税用）「その他」欄の記載例

他	先物取引 本年分の㊷から差し引く繰越損失額	㊺	400000
	先物取引 翌年以後に繰り越される損失の金額	㊻	200000

○ 申告書第三表（分離課税用）「税金の計算」欄の記載例

税金の計算	総合課税の合計額（申告書B第一表の⑨）	⑨	3804000
	所得から差し引かれる金額（申告書B第一表の㉕）	㉕	1804000
	課税される所得金額 ⑨ 対応分	㊺	2000000
	課税される所得金額 ㊹㊺ 対応分	㊻	000
	課税される所得金額 ㊾㊿㊿ 対応分	㊼	000
	課税される所得金額 ㊾㊿ 対応分	㊽	000
	課税される所得金額 ㊿ 対応分	㊾	000
	課税される所得金額 ㊿ 対応分	㊿	000
	課税される所得金額 ㊸ 対応分	㊿	000

※　申告書第三表（分離課税用）又は申告書第四表（損失申告用）の記載方法

1　申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」及び「その他」欄（申告書第四表（損失申告用）は「1　損失額又は所得金額」、「4　繰越損失を差し引く計算」及び「7　翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄）の記載方法

(1)　本年分の先物取引に係る雑所得等の金額が黒字の場合

申告書第三表（分離課税用）の㊷、㊺及び㊻欄（申告書第四表（損失申告用）は㊺、㊼及び㊽欄）には、申告書付表の㉓、㉔及び㉕の金額を転記します。

(2)　本年分の先物取引に係る雑所得等の金額が赤字の場合

申告書第三表（分離課税用）の㊻欄（申告書第四表（損失申告用）は㊽欄）には、申告書付表の㉖の金額を転記します。

また、申告書第三表（分離課税用）の㊷及び㊺欄（申告書第四表（損失申告用）は㊺及び㊼欄）には、「0」を書きます。

2　申告書第三表（分離課税用）の「税金の計算」の「課税される所得金額」欄の記載方法

(1)　申告書第三表（分離課税用）の⑨から㉕を差し引いた金額が黒字の場合

申告書第三表（分離課税用）の㊺欄には、申告書第三表（分離課税用）の⑨から㉕を差し引いた金額を書き、また、申告書第三表（分離課税用）の㊿欄には、申告書第三表（分離課税用）の㊷から㊺を差し引いた金額（1,000 円未満の端数切捨て）を書きます。

(2)　申告書第三表（分離課税用）の⑨から㉕を差し引いた金額が赤字の場合

申告書第三表（分離課税用）の㊿欄には、他に分離課税の所得がない場合は、申告書第三表（分離課税用）の⑨と㊷の合計額から㉕と㊺を差し引いた金額（1,000 円未満の端数切捨て）を書きます（赤字の場合は記入の必要はありません。）。

なお、申告書第三表（分離課税用）の㊺欄には、記入の必要はありません。

平成＿＿年分の所得税の＿＿申告書付表〔先物取引に係る繰越損失用〕

控用

住所（又は事業所・事務所・居所など）		フリガナ 氏名	

○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

この付表は、租税特別措置法第41条の15《先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除》の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A ＿年（3年前）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②	円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（①と②のいずれか低い方の金額）	③	（赤字のときは0）
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（①－③）	④	
B ＿年（2年前）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（④と⑤のいずれか低い方の金額）	⑥	（赤字のときは0）
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑤－⑥）	⑦	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（④－⑥）	⑧	
C ＿年（前年）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑨	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑧と⑨のいずれか低い方の金額）	⑩	（赤字のときは0）
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑨－⑩）	⑪	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（⑧－⑩）	⑫	

前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の⑦の金額を転記してください。

前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の⑪の金額を転記してください。

前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の①が赤字の場合に、前年の㉒の金額を転記してください。

3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A ＿年（3年前）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑬	円
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑭	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（⑫と（⑬－⑭）のいずれか低い方の金額）	⑮	（赤字のときは0）※
B ＿年（2年前）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑯	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑰	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（（⑫－⑮）と（⑯－⑰）のいずれか低い方の金額）	⑱	（赤字のときは0）※
C ＿年（前年）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑲	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑳	※
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（（⑫－⑮－⑱）と（⑲－⑳）のいずれか低い方の金額）	㉑	（赤字のときは0）※

前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※ 雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。
詳しくは、税務署におたずねください。

前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額（⑫－⑮－⑱－㉑）			㉒	（赤字のときは△を付けないで書いてください。）円
申告書への転記事項	(1) ①が黒字の場合（0の場合も含みます。）	先物取引に係る雑所得等の金額（上の①の金額）	㉓	
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額（①－㉒）	㉔	
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪）	㉕	
	(2) ①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪＋㉒）	㉖	

申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊷（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㊺）に転記してください。

申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊺（申告書第四表（損失申告用）は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊼）に転記してください。

申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊻（申告書第四表（損失申告用）は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㊾）に転記してください。

申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊻（申告書第四表（損失申告用）は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㊾）に転記してください。
また、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊷及び「その他」欄の㊺（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㊺及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊼）に「0」を書いてください。

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の記載例

いずれか当てはまるものを（　）で囲んでください。 → 事業所得用 / 譲渡所得用 / 雑所得用

（平成○○年分）　　氏名 ○○　○○

			Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合計（ⒶからⒸまでの計）
取引の内容	種類		○○○○	○○○○	○○○○	
	決済年月日		XX・XX・XX	○○・○○・○○	△△・△△・△△	
	数量		40 枚	10 枚	30 枚	
	決済の方法		仕切	仕切	仕切	
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額	①	2,620,000 円	△ 300,000 円	90,000 円	2,410,000 円
	譲渡による収入金額（※）	②				
	その他の収入	③				
	計（①+③）又は（②+③）	④	2,620,000	△ 300,000	90,000	2,410,000
必要経費等	委託手数料	⑤	166,000	83,000	240,000	489,000
	②に係る取得費	⑥				
	その他の経費 消費税等	⑦	8,300	4,150	12,000	24,450
		⑧				
		⑨				
	小計（⑦から⑨までの計）	⑩	8,300	4,150	12,000	24,450
	計（⑤+⑩）又は（⑤+⑥+⑩）	⑪	174,300	87,150	252,000	513,450
所得金額（④−⑪）		⑫	2,445,700	△ 387,150	△ 162,000	1,896,550

→ 申告書第三表（分離課税用）は「収入金額」欄の㋓（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFのⒶ収入金額）に転記してください。

→ 黒字の場合は、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊷（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㊺）にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊷（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㊺）に「0」と書いてください。

（※）上場カバードワラント（金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で同条第16項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第22項第4号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限ります。）をいいます。）の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

◎ ①、③、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き（△印）してください。

◎ Ⓐから Ⓒの各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

◎ ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、④本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、「平成____年分の所得税の____申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）」も併せて作成してください。

◎ 事業所得用又は雑所得用としてこの明細書を作成する場合は次によります。

1 Ⓐから Ⓒの各欄は、差金等決済ごとに記載してください。

2 「種類」欄には、先物取引の内容に応じて、次のように記載してください。

○ 商品先物取引
差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東穀米国大豆、東京金、大阪ゴム指数、東穀粗糖OP-cのように記載してください。

○ 金融商品先物取引等
差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、東証TOPIX、東証銀行業、東証中国OP-c、大証日経300OP-p、大証ダウ、為替証拠金米ドル／円、円3ヵ月金利、円3ヵ月金利OPのように記載してください。

○ 上場カバードワラントの取得
上場カバードワラントの差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、大証TOPIX、大証日経平均株価、大証ハンセン指数OPのように記載してください。

3 「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。

4 「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。

5 「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。

6 「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤書き（△印）してください。

7 「委託手数料」⑤欄には、委託手数料の合計額を記載してください。

（注）事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び⑥欄への記載は必要ありません。

◎ 上場カバードワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次によります。

1 「譲渡による収入金額」②欄には、上場カバードワラントの譲渡による収入金額を記載してください。

2 「委託手数料」⑤欄には、その譲渡のための委託手数料を記載してください。

3 「②に係る取得費」⑥欄には、その譲渡に係る購入価額、その購入のための委託手数料を記載してください。